

会 長	副 会 長	副 会 長	専務理事	担当理事	係

事 務 連 絡
令和元年10月10日

関係各位

岡山県保健福祉部健康推進課

改正健康増進法（受動喫煙対策）説明会の開催について

喫煙対策の推進につきましては、平素から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

昨年7月に健康増進法が改正され、来年4月には、施設、事業所等における原則屋内禁煙が義務づけられることから、改正健康増進法の認識、理解を深めていただくことを目的として、別添チラシのとおり、説明会を開催することといたしました。

つきましては、内容について御了知いただきますとともに、関係先団体等への周知に御協力くださいますようお願いいたします。

※チラシのデータが御入り用でしたら、お手数ですがご連絡ください。

保健福祉部健康推進課 健康づくり班
TEL : 086-226-7328
E-mail : kensui@pref.okayama.lg.jp
担当 : 新井（内線 2741）



改正健康増進法（受動喫煙対策） 説明会開催のお知らせ



たばこのルールが変わります！

2018年7月、健康増進法が改正され、受動喫煙対策が強化されました。
2人以上の人が利用する施設では、

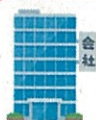
原則屋内禁煙が義務づけられます。



学校・病院

など

学校・児童福祉施設、
病院・診療所、行政機関の庁舎等



事業所・小売店・飲食店など



事業所、工場、小売店、飲食店、
ホテル・旅館、旅客運送事業船舶・鉄道、
その他全ての施設

2019年7月1日から、
原則「敷地内禁煙」です。

2020年4月1日から、原則「屋内禁煙」です。

屋内で喫煙する場合は、原則として、
法律に定める要件を満たした喫煙室の設置が必要です。

法律の概要、設置が認められる喫煙室の要件などについて説明します。
また、中小企業が行う喫煙室設置・改修等に対する助成金についても
説明しますので、ぜひご参加ください。（参加費無料、申込不要）

【説明会日程】

日時	会場	定員
令和元年11月6日(水) 14:00~15:30	岡山県医師会館 三木記念ホール (岡山市北区駅元町19-2)	300
令和元年11月8日(金) 15:00~16:30	リージョンセンター ペンタホール (津山市大田920)	300

お問い合わせ先

岡山県保健福祉部健康推進課 健康づくり班（担当：新井）

TEL 086-226-7328 FAX 086-225-7283

E-mail kensui@pref.okayama.lg.jp